授業料後払い制度について

2024年度より、国内の大学院修士課程（通信教育課程を含む）の学生を対象とした国による「授業料後払い制度」が新たに創設されました。

在学中の授業料を授業料支援金として国が立て替え、修了後の所得等に応じて学生が独立行政法人日本学生支援機構に返還する制度です。併せて生活費奨学金として月額20,000円又は40,000円の貸与を受けることが可能です。

本制度は日本学生支援機構第一種奨学金との併用はできません。第二種奨学金との併用は可能です。また、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となります。

本制度の詳細については、以下をご確認ください。
→ 文部科学省奨学金事業の充実
→ 文部科学省制度に関するQ&A（PDF）
→ 日本学生支援機構授業料後払い制度

-----注意事項-----
・ 本制度は今後、制度内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。最新情報は、上記の各サイトをご確認ください。

目次

授業料後払い制度について 1
支援内容 2
対象者 2
2027（令和 9）年度入学予定者の申請方法 3
出願から申請までの流れ 4
入学後の申請方法 4
申請の手順 5
問い合わせ先 6
授業料後払い制度申請書 7

支援内容

授業料後払い制度による支援は、日本学生支援機構の第一種奨学金の枠組みを利用して学生に貸与されるため、基本的に第一種奨学金の貸与を受けるときと同様の手続きが必要となります。支援の終了後は、奨学金として返還が必要です。また、第一種奨学金と同様に、優れた業績による貸与奨学金返還免除制度の対象となります。

01. 授業料支援金(無利子)

授業料支援金は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。
(上限額:年間776,000円)

-----注意事項-----
- 実際の授業料として本学が指定した額となるため、上限額より少なくなることがあります。
- 対象は授業料のみです。
- 授業料支援金の上限を上回る授業料や、入学金、その他の学費(研究指導料、スクーリング受講料)等は、支援の対象外となるため、入学手続きにおいては、所定の方法・期日での納入が必要です。
- 貸与額(修了後の返還額)は、本学が指定した額に機関保証に係る保証料相当分を加えた額となります。

02. 生活費奨学金(無利子)

生活費奨学金は、月額20,000円または40,000円(選択可)が学生本人に振り込まれます。

-----注意事項-----
- 実際の振込額は選択した額から保証料を差し引いた額となります。
- 生活費奨学金のみの貸与を受けることはできません。
- 生活費奨学金は希望しないことも可能です。

対象者

大学院修士課程に入学する学生が対象です。
なお、申込資格・学力基準・家計基準(本人の年収が300万円程度以下であるなど)については、日本学生支援機構第一種奨学金と同様となります。
第一種奨学金の各基準については、必ずご自身で以下をご確認ください。

→ **日本学生支援機構第一種奨学金**

2027(令和9)年度入学予定者の申請方法

2027(令和9)年度に本学大学院通信教育部に入学予定の者で、かつ本制度への申請を希望する場合は、以下の書類を所定の提出期限までに提出してください。
なお、本制度への申請を希望する者は、入学前に必要書類を提出した後、入学後に改めて本制度への申請手続きが必要となります。

● 提出書類

本案内の巻末(P.7)の「授業料後払い制度申請書」を印刷し、必要事項を記入してください。

● 提出方法

出願時に出願書類に「授業料後払い制度申請書」を同封し、提出してください。

● 提出期限

各回の出願書類受付期限までに提出してください。
出願スケジュールの詳細は学生募集要項をご確認ください。

-----注意事項-----
- 出願書類と別での提出は、原則受付いたしません。
- 提出期限後の提出は、原則受付いたしません。
- 試験に不合格となり、再度出願する場合は、「授業料後払い制度申請書」も改めて提出してください。
- 出願時に授業料後払い制度を希望しなかった方で、出願書類提出後、入学手続までに授業料後払い制度を利用したい事情が発生した場合には、速やかに武蔵野大学通信教育事務課までご連絡ください。なお、ご相談いただく時期によっては、入学年度に本制度を申請することができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 入学時納入金を支払った後、遡って本制度を利用することはできません。

出願から申請までの流れ

① 出願時に「授業料後払い制度申請書」を出願書類に同封し、提出してください。
② 合格者には、合格発表日の翌々日を目安に「入学手続書類」を出願時に登録された住所へ発送します。記載の内容に沿って入学手続を進めてください。授業料以外の納入金を期日までにお支払いください。
③ 入学後、本学通信教育事務課からの案内に沿って、日本学生支援機構へ授業料後払い制度の申請を行ってください。

-----注意事項-----
・ 入学後に本制度を申請しなかった場合や、申請の結果「不採用」となった場合、また、本制度への申請をする前に学籍異動が発生した場合には、本学の案内に従って速やかに学費のお支払いをお願いします。

入学後の申請方法

通信教育事務課から送付する申請書類一式を確認のうえ、申請してください。
なお、申請方法は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

スケジュール※1		区分	事項
①	3月中	大学→学生	出願時に「授業料後払い制度申請書」を提出された方に、授業料後払いに関する申請書類一式を出願時登録のご住所宛に発送
②	3月下旬	学生→大学	①申請書類の提出 ②発送後、簡易書留の問い合わせ番号をメールにてお知らせください。
③	4月上旬	大学→学生	スカラネットの識別番号(ID・パスワード)をメールにてお知らせ
④	4月中旬	学生→機構	スカラネット・マイナンバー入力
⑤	4月下旬	学生→機構	奨学金確認書兼地方税同意書提出

※1 日本学生支援機構からの申請書類の到着状況により、スケジュールが変更となる場合があります。詳細なスケジュールは書類発送時にお知らせします。

申請の手順

01. 申請書類を出願時登録のご住所宛に発送

出願時登録のご住所宛に、申請書類を郵送いたします。
郵送機関の都合によりお届けに日数がかかる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

02. 申請書類の提出

申請書類を以下の提出期限までに通信教育事務課まで郵送・簡易書留にてご提出ください。
発送後、簡易書留の問い合わせ番号をメールにてお知らせください。提出物や提出期限は変更となる場合があります。

提出物	【該当者のみ】その他書類※1
提出期限	3月下旬まで ［簡易書留］

※1　後日、ご案内します。（**参考：2026年度在学者用貸与奨学金案内（大学院）**）

03. スカラネット識別番号の交付

スカラネットで進学届を提出する際に使用する識別番号（ID・パスワード）をメールにてお知らせします。

交付日	4月上旬

04. スカラネット・マイナンバー入力

以下の提出期限までに、スカラネットにて進学届を提出してください。

提出期限	4月1日～4月中旬まで

05. 奨学金確認書兼地方税同意書提出

申請書類一式に同封する「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構受付窓口へ郵送・簡易書留にてご提出ください。

提出期限	4月下旬まで

問い合わせ先

武蔵野大学　通信教育事務課　奨学金担当
〒202-8585 東京都西東京市新町 1-1-20
TEL　042-468-3482（平日9:00～17:00）
E-Mail　dtsushin@musashino-u.ac.jp

授業料後払い制度申請書

武蔵野大学学長殿

私は、大学院修士課程における授業料後払い制度(以下、「本制度」という)の申請を希望します。

必要事項をすべて記入してください。 (黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。)

受験番号	0	2	7						
出願区分	研究科 専攻								
生年月日	西暦 年 月 日								
フリガナ	(セイ)				(メイ)				
氏名	(姓)				(名)				

確認事項(内容をすべて確認・同意のうえで、下欄の本人署名を記入してください。)

①	本制度の対象は大学院の修士課程であることを理解しています。
②	2027(令和9)年度に武蔵野大学大学院通信教育部修士課程に入学し、入学後、日本学生支援機構へ本制度の申請を行います。
③	本制度で貸与される授業料には、入学金、その他学費(研究指導料、スクーリング受講料など)を含まないこと、授業料が授業料支援金の上限を超える場合は、別途授業料との差額の納入が必要であることを理解しています。
④	入学後に本制度への申請をしなかった場合や申請しても不採用となった場合、また、本制度への申請をする前に学籍異動が発生した場合には、大学の案内に従い、速やかに授業料を納入します。
⑤	上記③④において大学が指定する期日までに授業料を納入しなかった場合や、その他学費などを納入しなかった場合には、学費未納による除籍となることを承諾します。
⑥	本制度の申込資格は、日本学生支援機構第一種奨学金と同様であり、自らがその要件を満たしていることを確認しています。(※1) ※1 在留資格が「留学」「特定活動」等の場合、申込資格がありません。
⑦	本制度を利用した場合、日本学生支援機構第一種奨学金を利用できないことを理解しています。
⑧	本制度を使用した場合、本学大学院通信教育部の既修得単位認定(※2)における授業料の返還は適用されないことを承諾します。 ※2 単位認定のみ行うことができます。
⑨	本制度は、大学院修了(退学した場合には退学)後に日本学生支援機構を通じて「返還が必要」な制度であることを理解しています。
⑩	本制度を利用する場合、日本学生支援機構の貸与奨学金保証制度のうち機関保証でのみでの利用となり、返還に際しては、貸与を受けた授業料・生活費奨学金に保証料を合算したものを返還します。
⑪	本制度は、今後詳細が決定され、制度変更が生じる可能性があることを理解しています。

上記のすべての事項を確認し、承諾しました。

(記入日)西暦 年 月 日

本人署名(自署)